

我孫子市消防本部及び消防署の設置に関する条例の一部を改正する条例（案）

我孫子市消防本部及び消防署の設置に関する条例（昭和40年条例第7号）の一部を次のように改正する。

改正後			改正前		
（消防署の設置、名称、位置及び管轄区域）			（消防署の設置、名称、位置及び管轄区域）		
第3条 略			第3条 略		
2 前項の消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。			2 前項の消防署の名称、位置及び管轄区域は、次のとおりとする。		
名 称	位置	管轄区域	名 称	位置	管轄区域
<b>我孫子市布佐消防署</b>	我孫子市布佐1114番地の3	古戸の一部、新木の一部、南新木1丁目～南新木4丁目、新木野1丁目～新木野4丁目、江蔵地、布佐、布佐1丁目、布佐西町、都、布佐平和台1丁目～布佐平和台7丁目、新々田、相島、相島新田、布佐下新田、三河屋新田、浅間前、浅間前	<b>我孫子市東消防署</b>	我孫子市布佐1114番地の3	<u>都部新田、都部、都部村新田、下ヶ戸の一部、岡発戸の一部、岡発戸新田の一部、湖北台1丁目～湖北台10丁目、中里、中里新田、中峠村下、中峠、中峠台、古戸、日秀、新木、南新木1丁目～南新木4丁目、日秀新田、新木村下、新木野1丁</u>

		新田、大作新田、 下沼田			目～新木野4丁目、江蔵地、布佐、布佐1丁目、布佐酉町、都、布佐平和台1丁目～布佐平和台7丁目、新々田、相島、相島新田、布佐下新田、三河屋新田、浅間前、浅間前新田、大作新田、下沼田、 <u>中沼田、上沼田</u>
<u>我孫子市湖北消防署</u>	<u>我孫子市中里449番地の1</u>	<u>下ヶ戸の一部、中峠、岡発戸の一部、岡発戸新田の一部、都部、都部村新田、都部新田、中峠台、湖北台1丁目～湖北台10丁目、中峠村下、上沼田、中沼田、中里、中里新田、古戸の一部、日秀、日秀新田、新木の一部、新木村下</u>			

我 孫 子 市 我 孫 子 消 防 署	略	我 孫 子 市 西 消 防 署	略
--	---	--------------------------------------	---

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。